
令和8年 第2回(定例)うきは市議会会議録(第4日)

令和8年3月4日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和8年3月4日 午前9時00分開議

日程第1 議案質疑

日程第2 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

日程第2 議案の委員会付託

出席議員(13名)

2番 高木亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局 長 岡村 順子君	記録係長 上村 貴志君
記録係 中寫二佐予君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 榎藤 英樹君 副市長 吉村 祥一君

教育長	樋口 則之君	市長公室長	石井 太君
総務課長	浦 聖子君	監査委員事務局長	木下 英樹君
会計管理者	佐藤史津子君	財政課長	高瀬 将嗣君
企画政策課長	手島 直樹君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長兼男女共同参画推進室長			山崎 穰君
市民協働推進課長	高山 靖生君	保健課長	末次ヒトミ君
福祉事務所長	宮崎 公子君	建設課長	雨郡 智也君
都市整備課長	辻 宏和君	水環境課長	瀧内 宏治君
うきはブランド推進課長			柳原由美子君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			森山 益資君
学校教育課長	江藤 良隆君	生涯学習課長	佐藤 重信君
自動車学校長	松竹 信彦君	国保・年金第一係長	平田 晃弘君

午前9時00分開議

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めまして、おはようございます。

今日、4日目になります。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はタブレットに掲載のとおりであります。

日程第1. 議案質疑

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、議案質疑を行います。

議案第15号辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） おはようございます。うきはブランド推進課の柳原です。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第15号辺地に係る総合整備計画の変更についてです。

辺地に係る総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出。うきは市長権藤英樹。

辺地とは、交通条件や自然条件などに恵まれない地域のうち、政令で定める基準に該当する地

域で、うきは市では姫治地区の妹川、新川、田籠、小塩が該当します。計画の策定や変更には、市議会の議決が必要であり、今回、計画を変更することから、議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、辺地総合整備計画書のほうをお願いいたします。変更部分について説明を申し上げます。

まず、1ページをお願いいたします。

妹川辺地でございます。整備計画表の一番下になります。小坪上橋橋梁補修工事1件を追加しております。

6ページをお願いいたします。

工事概要になります。小坪上橋は健全性の診断の結果、安全性を確保するため、断面修復工事等を行うものです。

次に、2ページをお願いいたします。

新川辺地でございます。計画表の下から二段目、栗木野地区簡易給水施設修繕工事と、その下の市道落合栗木野線ほか交通安全施設整備工事の2件を追加しております。

工事概要は7ページになります。

栗木野地区簡易給水施設は、排水管が老朽化しているため、水道本管の改修工事を行うものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

市道落合栗木野線ほかの道路交通の安全性を確保する必要があるため、交通安全施設の設置工事を行うものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

小塩辺地でございます。整備計画の下の表の一番下になります。小塩コミュニティセンター調理室改修工事1件を追加しております。

工事概要は9ページになります。

小塩コミュニティセンター調理室の床シートの張替えなどの改修を行うものでございます。

5ページにつきましては、事業場所の地図になります。

今回、4つの事業を追加しておりますが、事業年度は、いずれも令和8年度からの予定となっております。

以上、説明を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。議案第15号は、総務産業常任委員会に付託することが予定されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号うきは市過疎地域持続的発展計画（浮羽町域）の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 企画政策課の手島です。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第18号うきは市過疎地域持続的発展計画（浮羽町域）の変更について。

うきは市過疎地域持続的発展計画（浮羽町域）を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する、同条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出、うきは市長権藤英樹。

別紙、過疎地域持続的発展計画書の11ページをお願いいたします。

（7）計画期間のところで記載をしておりますけれども、提案いたします本計画は、令和8年度から12年度までの5年間で、浮羽町域の持続的発展に向けて、過疎債などの財政措置を講ずる事業等について定めるものでございます。計画期間を含め変更の必要が生じたため、計画を修正し議会の議決をお願いするものでございます。変更箇所につきましては、先の全員協議会において御説明を申し上げておりますので、説明は省略させていただきますが、1点、さきの全員協議会の資料から変更がございますので、おわびして訂正をさせていただきます。

19ページをお開きください。

19ページ、（V）観光またはレクリエーションの項目でございます。

下から3行目、浮羽町域には5つの公園があるとさせていただいております。先の全員協議会の資料では9つの公園がありとなっております。修正させていただきます。なお、この計画変更に当たりましては、事前に県との協議を調べておりますことを御報告させていただきます。

御審議をよろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。本件も総務産業常任委員会に付託予定であります。質疑はございませんか。

4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番です。この5つの公園というのは、現在のうちで言いますと、どの公園かということをちょっと教えていただけますか。場所を特定したいと思いますので、

教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） おはようございます。建設課雨郡です。

申し訳ございません。お時間取りまして。

藤波ダム公園、保木公園と古川水辺公園と城ヶ鼻公園と、あと一つがですね、調音の滝公園で
ございます。

○議長（江藤 芳光君） もう一回言うて、もう一回。建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） すみません、藤波ダム公園のところとですね、保木公園と古川水辺
公園と調音の滝公園とホテルの里公園ですかね、の5つになります。

すみません、申し訳ございませんでした。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） そしたら、ダム周辺の公園は入ってないということですか。合所
ダム公園は入ってない。該当してないという。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） もともと12個の公園がですね、令和6年の3月議会のときに、
12個の公園を改正いたしまして、なくなっておりますので、そちらのほうはございません。ダ
ムのほうとしましては、藤波ダム公園のみでございます。合所ダムのほうはございません。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番です。公園の位置がずっと出てこないというのは、やはりど
うなのかなという気がしておりますので、しっかり所と、そういう公園として不足がちな公園と
かいろいろあると思いますんで、しっかり管理していただきたいと、御要望させていただきます。
以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。13番、熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） これちょっと要望として、一つ伺います。

レクリエーションができるような公園と書いておりますので、今後、整備していくんだらうと
思いますけど、保木公園が入ってございましたですね、そして、もうずっと便所もいかん、水道
もいかん、公園として成り立っていないんですから、あと、計画をどうしていくのか、あればお
伺います。

○議長（江藤 芳光君） 財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 財政課の高瀬でございます。

保木公園の今後の活用の在り方、また、どのような形で公園として活用していくのかというふ
うなところでございますけれども、こちらにつきましては、今年度、市の公共施設等総合管理計

画の中で、改めて今後の活用方法は検討していきたいと思っておりますので。現在、計画を策定しておりまして、来年度、その計画自体は来年度からの執行ということになりますので、その中で、今後の方針を示していきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 熊懐議員。

○議員（13番 熊懐 和明君） どうもありがとうございます。やっぱり、もう何も利用ができない状態ですから、なるべく計画ができたなら報告していただきたいと思います。ちょっと、また、地元の人たちも、もうこのまま何もできんのかなと思っておりますので、そこんところよろしくお願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 雨郡課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 保木公園の計画でございます。現状としまして設計のほうで、今、やはり河川の洪水がありますと、つかる高さに地盤高がございますので、河川のですね、整備計画という形の高さ、その洪水の分より上の高さです、盛る計画というところは一応計画しております。現状3月にですね、今回、河川事務所と再度協議しに行く形で計画しておりまして、おおむねそこです、形というのは決まってくるのかなとは思っています。決まって、その部分をどういうふうな整備の仕方にしていくのか、やはり計画上でいきますと、五、六万立方メートルの土を使いますので、その土をどういうふうにして入れるのかとか、そういうところがございますので、それを今後決まり次第ですね、また、いろいろ御相談して、御報告したいと思ひます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 2番の高木です。

総合計画のほうの記載内容との、一応、念のための確認です。

こちらの19ページの、浮羽町域の5つの公園に対する公園の整備というところと、総合計画の中で、公園の整備が求められているといったニュアンスが掲載されていますけれども、インクルーシブ遊具ですとか既存の遊具の改修は、あくまでも浮羽町域で言うと藤波ダム公園、それ以外の公園については、昨日のお話から推察するに、草刈り等、現状維持に係る整備という理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 昨日、申しました3つの公園のようなところでですね、それ以外のところにつきましては、遊具等ございませんので、今の設備を使えるような形、草刈りを維持管理していくとか、そういったところの、周りの木を壊れているのをきちんと直すとか、そういう形で考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点目は、20ページです。

3番目に、企業誘致とありまして、その一番下の、「廃校や遊休施設の活用を見込む事業所を呼び込み、地域の活性化を図ります。」ということですが、現状、3つの小学校の廃校並びに保育所等もありますが、跡地等ありますが、その辺について、今回、どのような変更というか取組を考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま御質問いただいた件でございますが、昨日か一昨日申し上げたと思うんですが、学校の再編構想は、今回の議題に挙がっている内容でございます。御審議をいただいた中で決まった内容について、今後、次年度、令和8年度以降に進めていく内容でございますので、現状においては廃校になるという場所が確定したわけでもございませんし、具体的な計画を持ち合わせているわけでもございませんので、お答えする内容はございません。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 私は、その現状、既に廃校になっている分の、この文言の説明ではないのでしょうか。というのが1点です。

それから2点目が、29ページになりますが、一番下に、6番として防犯対策として、3行目の公設防犯灯のLED化があまり進んでいませんということと、すみません、次の、それが、特に、ちょっとページが分かりませんが、果樹の盗難等があったので、その辺の防犯カメラの設置等々ありましたけれども、そういう防犯灯やLED化についての、今後の整備計画があればお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 個別いろいろな御質問をいただいておりますけれども、今回の過疎計画につきましては、今後、市のほうで事業が想定されるであろう全体的な計画、そういったところも、この過疎対策事業債を活用できるように定めているものでございます。現時点で計画があるのかないのかというふうな御質問ですけれども、これにつきましては、今後の市の政策によって、可能性として出てくるものがあるというふうなところで、今回の計画に載せておりますので、そういうようなところで御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 計画書のほうまだじっくり読み込んでないということもありまして、もし、ありましたら申し訳ないんですけど、今、観光とレクリエーションの中で、書かれてある

のは公園整備だけであります。私、一般質問の中でも質問しましたように、筑後川温泉旅館組合の中の、やっぱり施設整備ということで、今回も質問させていただいております。そういった内容が全く触れられていない。観光とレクリエーションの間で、宿泊客が少なく観光客が日帰りほとんどであるというふうな分析をしながら、その宿泊客を増やすような内容の文言が、この中に全く出てきてないので、そういった筑後川温泉街の、何て言いますか整備というか、そういった部分ももう少し盛り込んでもらったらどうかというふうに思いますけど、よろしくお願いたします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 総合的に、私ども企画政策課のほうでお答えをさせていただきます。

先ほど、あの辺地計画の御審議があった際にですね、辺地計画には行う事業のみが記載されておりました。今回のこの過疎計画についてもですね、基本的には過疎債が当たるものについて、基本的には記載をすることにしております。つきましては、この観光またはレクリエーションの事業につきましては、21ページからですね、過疎債が当たるであろう、充てたい可能性があるものについて記載をしております。したがって、温泉については基本的にはここではですね、過疎債を優先的に充てるようにはしておりません。そのため19ページのほうにも、そういった記載の方は省略させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 過疎債を充ててないから、私、逆に言っているんです。古川温泉街は浮羽町域に入ると思うんですよ。なぜ過疎債をそこに充てることができないのかというのが分からないから、逆に聞いております。浮羽町域でなければですね、そうなんですけど、古川温泉街は浮羽町域に入ると思うんですけど、そこら辺で、なぜこの中に文言として出てこないのかというのを、逆に聞いているわけです。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 潤沢に過疎債が充てられればですね、そういった御指摘のようになりたいところでございますけれども、基本的に過疎債はハード事業で充てるので、基本的には、大部分が充てられますので、また、そういったことになればですね、ソフト事業等につきましても考えていきたいと思っておりますし、温泉の関連の事業につきましても、また、検討してまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員、3回目。

○議員（7番 野鶴 修君） 3回目になります。

私、一般質問で、温泉街の中心部の整備、これ当然ハード事業がかかってくると思うんですけど、なぜそれが入っていないのかということ言ってるんです。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今、野鶴議員から御質問いただいた、また、御要望いただいた件は、先日の一般質問も含めて、理解をさせていただくところですので、今、何か細かくですね、議員と課長との間での答弁を聞いておりましたけれども、先ほど来、課長が説明しているように、この過疎地域持続的発展計画は、もう野鶴議員は十分御承知のとおり、過疎債が当たる事業についての計画を示すようなものでございます。作り込んでいただいている、この文章を読んでいただいたらお分かりになるように、先ほど御指摘をいただいたような部分でまいりますと、その観光の部分ですね、先ほど御指摘をいただいた、観光客が減っているので宿泊客が少ないということでもありますとか、ここに書いてある部分で、その1人当たりの観光消費額が伸び悩んでいるというようなことですね、そういったような記載もございます。その21ページのところの、観光またはレクリエーションの部分のところとかで、例えば公園の適切な維持管理というところもここに書いてあるわけで、先日、御指摘をいただいた、その市有地をそのような利用の方法で考えたりとかですね、あとのほうにも様々22ページ、23ページにかけて、観光とか、例えば観光公社の運営事業であるとか、そのほかいろいろ観光に関する事業がありますけれども、こういったところにそういったものが、この文章等もですね、含み置いて、この過疎計画で当たるといような認識をもっていただければ、そのような過疎債等も含めて、今後、当たっていくのではないかというように認識も持っていますので、あくまでも過疎地域の過疎債を活用して、過疎地域を発展させるという目的の中で、ここであたい込まれている、少しでもニュアンスも含めてうたい込まれているようなものが当たる、該当になると思っておりますので、野鶴議員から御指摘いただいているような件も、何か具体化すれば、こういったものに当たるのではないかというように認識を、私、個人はもっておりますので、そのような認識でいるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。

本件についての質疑をこれで終わります。

次に、議案第19号第3次うきは市男女共同参画基本計画の策定についてを議題といたします。説明を求めます。男女共同参画推進室山崎室長。

○男女共同参画推進室長（山崎 穰君） おはようございます。男女共同参画推進室の山崎でございます。

議案書8ページをお開きください。

議案第19号第3次うきは市男女共同参画基本計画の策定について。

第3次うきは市男女共同参画基本計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第14条の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出。うきは市長権藤英樹。

第3次うきは市男女共同参画基本計画のほうをお開きください。

本計画の策定に当たっては、昨年度に意識調査、今年度、男女共同参画審議会に諮問を行い、内容について協議を重ねてまいりました。また、昨年12月5日から一か月間パブリックコメントを実施いたしました。文言などの修正のみで御意見等はございませんでした。

2月3日に答申を行い、本議会に上程させていただいております。

それでは、計画書の説明のほうに入らせていただきたいと思いますけれども、要点のみの説明とさせていただきます。

3ページをお開きください。

第一章では、計画の策定に当たっての趣旨や位置付けについて記載をしております。

国や県の方針を踏まえ、これまでの取組の成果、市民の意識及び社会経済などの変化を反映して、第2次計画を見直したものになります。

次に、13ページをお開きください。

第二章では、うきは市の男女共同参画の現状について、国、県の資料や昨年度の意識調査の結果を踏まえて記載をしております。

次に、31ページをお開きください。

第三章では、計画の基本理念と基本目標について記載をしております。

「一人一人が生き生きと輝き、つながり、認め合ううきは」を基本理念と掲げ、基本目標を4つ定めております。

続いて、39ページをお開きください。

第四章では、施策の展開として、基本目標に基づく基本的施策のほうに記載しております。

最後に、69ページをお願いいたします。

第五章では、計画の推進について記載をしております。

説明は、以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案は厚生文教常任委員会のほうに付託予定であります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号第3次うきは市人権教育・啓発基本計画の策定についてを議題とします。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（山崎 穰君） 人権・同和対策室の山崎でございます。

議案書9ページをお開きください。

議案第20号第3次うきは市人権教育・啓発基本計画の策定について。

第3次うきは市人権教育・啓発基本計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第14条の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出、うきは市長権藤英樹。

第3次うきは市人権教育・啓発基本計画をお願いいたします。

本計画の策定に当たっては、昨年度に市民意識調査、今年度の人権・同和対策審議会に諮問を行い、内容についての協議を重ねてまいりました。また、昨年12月5日から1か月間パブリックコメントを実施しましたが、文言等の修正のみで御意見等はございませんでした。

2月6日に答申を行い、本議会に上程をさせていただいております。

それでは、計画書の説明に入らせていただきますけれども、要点のみの説明にさせていただきます。

1ページをお開きください。

第一章では、基本計画改定の趣旨について記載をしております。

第2次基本計画策定から10年が経過し、新たな人権問題への対応や、この間の人権教育・啓発の成果と課題を踏まえ、今回の見直しを行ったものになります。

次に、3ページをお開きください。

第二章では、人権教育・啓発の基本方針として、部落差別をはじめとする全ての人権問題を解決する教育・啓発、全ての人が共存できる人権尊重の社会の実現のための教育・啓発、人権を侵すと考えられる制度や風習を改める教育啓発としております。

続いて、5ページをお開きください。

第三章では、人権課題を11に分けた分野別施策の推進について記載をしております。

最後に、37ページをお開きください。

第四章では、基本計画の推進について記載をしております。

全庁的な体制による推進、行政職員及び教職員に対する人権教育、人権研修、それから人権関係機関、団体とのネットワークを構築し、連携して推進をしていくようにしております。

説明は、以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。これも厚生文教常任委員会に付託予定であります。質疑はごさい

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号うきは市浮羽町域学校再編基本構想の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。学校教育課長、江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） おはようございます。学校教育課江藤です。よろしくお願いいたします。

議案書の10ページをお開きください。

議案第21号うきは市浮羽町域学校再編基本構想の策定について。

うきは市浮羽町域学校再編基本構想を策定することについて、うきは市基本条例第14条の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出。うきは市長権藤英樹。

別冊のうきは市浮羽町域学校再編基本構想案を御覧いただきたいと思います。

申し訳ございません。まず、最初に訂正がございます。

基本構想の7ページになります。

こちらの施設ごとの劣化状況の表中になります。

以前、お渡しした構想では、御幸小学校の北校舎①②③が中ほどにございますけれども、そちらの一番右側の健全度、100点満点とございます。健全度が60になっておりましたが、100の誤りでございました。データについては、新しいものに差し替えさせていただいております。大変申し訳ございません。

それでは、説明のほうさせていただきます。

まず、この学校再編基本構想につきましては、児童生徒の減少や施設の老朽化等に伴い、特に、少子化が顕著な浮羽町域の学校が今後どうあるべきかを、昨年1月からうきは市立小・中学校のあり方検討委員会を設置し、検討をしてきております。その後、地域住民説明会、保護者説明会、アンケート、パブリックコメント等、様々な御意見を頂戴し、今回、学校再編基本構想として作成しております。

それでは、学校再編基本構想の内容について、要点のみ説明をさせていただきます。

まず、1ページから5ページにかけては、「はじめに」といたしまして、本基本構想と他の計画の位置付けについて掲載をさせていただいております。

次に、6ページから9ページにかけて、浮羽町域の現状と課題といたしまして、児童生徒の推移、施設の現状等を記載しております。

10ページからは、うきは市立小・中学校のあり方検討委員会で、検討してきた内容になりま

す。

17ページ、18ページに、検討委員会の最終意見について、掲載をさせていただいております。

内容については、お読み取りをお願いしたいと思います。

続いて、19ページから21ページにかけて、国の方針や学校再編の考え方、また、国の動向について掲載をさせていただいております。

以上の検討委員会の意見書、国の動向等を踏まえまして、22ページから、うきは市教育委員会の浮羽町域学校再編の考え方になっております。

通学距離、敷地面積、施設コスト面、学校運営の在り方等を検討した結果、22ページに記載されていますとおり、浮羽町域の3小学校、山春小学校、大石小学校、御幸小学校と浮羽中学校を一体化し、浮羽中学校の敷地内に、義務教育学校としての新校舎を設置ということが、基本構想の骨子となります。開校は令和13年の開校を目指してまいります。施設一体型の義務教育学校を新設し、特色のある学校を目指し、様々な面から教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。なお、これまで教育委員会で協議した内容につきましては、参考資料といたしまして、46ページからのほうに掲載をさせていただいておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

次に、27ページから30ページにつきまして、うきは市教育プランになっております。

新しい学校の魅力ある教育といたしまして、義務教育学校を設置し義務教育9年間を見通した、学びの連続性による教育を目指してまいります。

31ページから32ページが施設整備のコンセプト、施設整備方針を記載させていただいております。これらの方針を踏まえまして、来年度以降に基本設計、実施設計等に着手していきたいと考えております。

最後に、先ほども申しましたが、34ページから参考資料といたしまして、これまでの経過等を記載をさせていただいております。

大変簡単ですが、以上が、学校再編基本構想案についての説明になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。これも厚生文教常任委員会のほうに付託予定であります。質疑はございませんか。

5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点、確認させていただきたいと思っております。

考え方なんですけど、22ページのほうには、担当課長より設置の在り方について、今、浮羽町域3小学校を中学校敷地内に設置という方針を言われております。9ページに、生徒の推移ということで、これはもう現在生まれた子を逆算しての人数が、令和何年までやったですかね、中

学校の推移が書かれているかと思うんですけど、今後も減るのか、減った場合に、この学校建設に向けて、うきは市全体で考えた建設をするのか。そういったところは、もう今の現状での規模で設計やらを考えているのか。そういったところをですね、これもう50年やら持たせないかん建物ですからですね、そういったところも見越した上で、建設しなければならないと思いますが、そういった考えも浮羽町域だけの計画なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 今回の学校の新設につきましては、この推移、9ページに載っていますけれども、現在、生まれている子までは、ある程度推計ができますので、それに基づいた設計になると思います。また、浮羽町域のみでの人口規模と言いますか、子供、児童生徒数の教室数になろうかと思えます。ただ、学校教育、多様化しておりますので、子供の数だけの教室数ではなくて、インクルーシブ教育、特別支援学級等も踏まえまして、教室の設計は行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。

現状ということで、私は、将来的、だから昨日の総合戦略やら、そういったので人口動態を見越したところで、今は少ないけど、やや大きめの規模でうきは市全体を賄うというような検討も、この中にあったほうが良かったんじゃないかなと思うんです。現状でつくって50年もたせないかと、どんどん教室だけ余るやらというような事態は避けていただきたい。そういった、今後にあっては、交通手段やらも利便性がうきは市は良くなってきておりますからですね、そういった項目が、うきは市全体の将来像を見越した項目というのも、今後、まだ今構想でありますから、考えていただければなと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） ありがとうございます。御意見を参考にさせていただいて、今後、基本設計、実施設計をつくってまいりますので、お示しをしながらですね、検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございますか。伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 先日も発言しましたが、御幸小学校の大幅なリフォームですね、そのまだ返還金のあれがありますね。そういうときに何でもうちょっと早う、この学校の統合、再編、これ何でそういうあれが出てこんやったんじゃないかと不思議でなりません。もう私たちやったら、やっぱり金の無駄遣いちゃうことで、やっぱり先のほうを考えるんですよね。それに御

幸小学校はあれだけ金かけてやって、今度はもうすぐ学校再編で全部建て替えると。不思議でありませんが、その点をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 御幸小学校につきましては、令和元年から令和4年度にかけて、確かに大規模改修工事を行っております。ただ、御幸小学校もすぐ閉校になるというわけではなくて、令和13年の開校を目指しておりますので、それまでの間は使用をしております。令和4年ですので、ちょっと償還が終わるか終わらないかぐらいになるかと思っております。ただ、議員おっしゃるように、どのタイミングで学校再編を考えていくのかというのは、非常に難しいタイミングではございますけれども、やはり浮羽中学校の老朽化が待たなしになったというのが、一番の今回、再編のタイミングになったのかなと思っておりますので、そこを踏まえまして、今回、再編の構想案になっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 浮羽中学校には卒業式とか入学式とか、もうかなり以前から行っていました。そこで学校関係者が、たまさか雨降りとかも重なったときがあったんですよね、廊下には水がたまるというような状態で、どげんかしてくれっちゅうことでは言ってましたが、それは、もう御幸小学校の大規模改修の前ですよ。その頃からもう浮羽中学校は問題があって、リフォームするか建て替えるかちゅう要望が、多分出とったと思います。そして、その中で、御幸小学校やって、今度は御幸小学校も返還金の期限が切れたら統合してしまう。その考えですよ、その辺がもう私たちは分かりません。他の人は分かるとるか知らんばってん、私はもうかなりの金の無駄遣いだらうと思っております。もうちょっと分かりやすう説明してください。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 御幸小学校大規模改修、確かに先ほど答弁したように、しているんですけども、今後、3小学校と1中学校を維持する運営コストよりも、一つに建て替えたほうが、この大規模改修を行ったよりも安価に、先を見越すと抑えられると判断しておりますので、大規模改修は確かに行いましたけれども、長い目で見ると今の施設4つを維持するよりも、一つの施設にしたほうが安価に抑えられると判断して、今回の構想に至ったものと考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めさせていただきます。これで質疑を終わります。

す。

次に、議案第24号コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。市民協働推進課長、高山課長。

○市民協働推進課長（高山 靖生君） 皆さん、おはようございます。市民協働推進課、高山でございます。よろしくお願いいたします。

議案書16ページになります。

議案第24号コミュニティセンター指定管理者の指定について。

下記のとおり地方自治法第244条の2第3号の規定により、指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出。うきは市長権藤英樹。

1、指定管理者に管理を行わせる施設、ページ17ページになります。妹川コミュニティセンター、以下11施設。

2、指定管理者に指定するもの。妹川地区自治協議会、以下11自治協議会。

16ページにお戻りください。

3、指定する期間、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

指定管理者に管理を行わせる施設としまして、妹川コミュニティセンター以下、江南コミュニティセンターまでの11施設を、それぞれ当該地区自治協議会を指定管理者として指定するものでございます。指定管理期間が令和8年8月31日で終了するため、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間で指定するものでございます。指定管理者の選定に当たっては、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定管理手続に関する条例第5条の規定により、施設の性格、規模等を考慮し、設置目的に沿った効果的な管理運営を行うため並びに地域の活力を管理運営に生かすことが必要と判断されるため、公募によらず引き続きそれぞれの自治協議会を選定するものでございます。なお、3年間の債務負担行為については、12月議会においてお認めいただいたところでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。これは総務産業常任委員会に付託の予定であります。質疑ございませんか。

8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 指定そのものについては、現状、頑張っておられますんで賛成なんです。月1回事務局長会並びに会長会等がありますが、それぞれのやはり地域の特性があると思いますが、そういう各自治協からの要望とか、その他諸々の件については何か資料が

あるのでしょうか、あれば教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○市民協働推進課長（高山 靖生君） 議員おっしゃいますとおりですね、毎月1回自治協議会と合同会議であったり事務局長会議行っております。あと、定期的にですね、各自治協議会に定期訪問行っております。そういったところでですね、御意見いただいたり、他の自治協議会それぞれ1自治協議会がですね、意見交換等を行っております。そういったところでですね、調整して、また、それを生かすためにですね、各自治協議会等で協議するところではございますけれど、それぞれそういったところについて議事録等ありますけれども、資料等が特別あるわけではございません。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 予算については、もう債務負担行為を認めてますけれども、やっぱり、先ほど繰り返しになりますが、各自治協の特性というか地理的、あるいは人口構成とか交通機関とかありますので、何らかの資料がないとなかなか審議が進まないと思いますが、簡単なものでもいいから、出していただくわけにはいかないのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 何を出すんですか。竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 要望とかいろいろあるんじゃないですか。

○議長（江藤 芳光君） そういうのは、もう個人的に情報公開でやってください。

いいですかね、何か答えることがありますか。よろしいですね。

ほかにありませんか。高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 2番の高木です。

一応、確認なんですけれども、自治協の事務局の職員の方々がおられるかと思ひまして、最近、現役世代の方も入っておられます。そういった方々の雇用契約についてです。

時間外ですとかそういった部分で、やっぱり中には、これはどうなのかなというケースも生じているように伺っております。行政として、そこまで踏み込むことはできないのは、私も承知をしているんですけれども、そういったところが全自治協のほうがですね、きちんと、そういった雇用契約であるとか労働条件であるとか、きちんと整備をされて、そういったものによって運営されているかどうか、そういった部分まで、モニタリングですとか、あるいは指導助言、こういったところはしていただけているかどうかの確認です。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○市民協働推進課長（高山 靖生君） 議員がおっしゃいますとおりですね、雇用形態について各自治協議会ごとですね、それぞれ行っているところがございます。ただ、今、議員がおっしゃったとおりですね、1自治協議会、やり方的に、時間外であったり自分で行ったときのガ

ソリン代であったり、そういったところの差が少々ございましたんで、今年度に入ってですね、うちのほうから、まず、どうしなさいというところではございませんけれども、各自治協議会でですね、そういった状況かというところはヒアリングさせていただいたところがございます。そういったところがどこまで合わせられるかというところは、もう今後になろうかと思えますけれども、一番こうですね、ちょうどいい具合と言いますか、自治協議会によってはそこら辺がきれいに取り決められている部分もありますんで、そういったところを参考しながらですね、他の自治協議会もこういった形でやっているところはございますよというような、うちのほうでそういったところに取りまとめたやつをですね、また、各自治協議会にお渡しするなりですね、お話していくところがいこうかというところでは、考えているところがございます。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 実際は、やはり労働者に当たる方々だと思います。なので労務だと思わすけれども、それがボランティアと混在してしまっている可能性、危険性があるなど思っています。業務なのに、自家用車でどこまでも行ってらっしゃるようなケースもあるやに伺っておりますので、その辺りの情報提供ですね、必ずしていただきたいのと、やはり継続的なモニタリングのほうは、ぜひお願いしたいと思えます。要望です。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。伊藤議員はちょっと待ってください。付託のときにしてください。

〔「議事進行に関して」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 議事進行ならいいです。どうぞ。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 先ほど、竹永議員が質問か要望かいたしました。ところが執行部はスルーですね、何も答えんで。どういうことですか、これ。丁寧にある程度短く簡単明瞭でいいですけど、何かやっぱり答えて、議長が何か一言言っただけですね。執行部は何で言わんとですか。

○議長（江藤 芳光君） ちょっと待ってください。私が、もう事実上止めました。議事録の内容を云々ということでしたから、その辺は個人的にもう確認をしてくださいと。もう年間のあれを……

〔「執行部から何か答えんと」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） うん。分かりました。さっきは何やったかな。吉村副市長。

○副市長（吉村 祥一君） 副市長の吉村でございます。よろしくお願いたします。

今の伊藤議員からの御指摘についてなんですけれども、先ほど、執行部として答弁をいたしませんでしたのは、竹永議員のほうから御質問があったあとに、議長のほうから、それは質疑内容と関係がないのではないかという御発言があったので、答弁を控えさせていただいたところでご

ざいます。それがちょっとおかしいということであれば、一応、答弁させていただきますけれども、先ほどのコミュニティセンターに係る資料の要求、これ執行部といたしましてもですね、今回の審議に関係があるものとは考えておらず、今すぐ御提出する必要があるものとは認識しておりません。それで議員のほうがですね、コミュニティセンターからの声についてお知りになりたいということであれば、個別に執行部のほうに問い合わせさせていただくか、もしくは常任委員会等の場ですね、そういった要望が、どんなものが挙がっているかという質疑を行っていただくべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、今、伊藤議員のほうから、それはもうしかるべき今の発言と思うんだけど、あまりにも広い質問をするときには、もう明確な答えがですね、できるような質問をしてください。以後、よろしく願いしておきたいと思います。

続けます。7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 7番、野鶴です。

確認の意味でちょっと質問させていただきます。今回、この指定管理については、期間を3年間というふうにしております。この自治協に関してはですね、やっぱり市の行政を運営している中において、もう必ず必要な組織になってきているというふうに思っております。指定管理料の、例えば物価高騰等の変動によって3年としたのかもしれませんが、そういった部分については、途中で指定管理料の変更とか、そういうのもできるかと思っておりますので、やっぱり指定管理者の今回指名ということになってくれば、3年間じゃなくて5年でも、通常指定管理については5年という期間を設けてやっておりますので、5年で良かったんじゃないかなという気がしておりますけど、その辺を再度確認の意味で、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○市民協働推進課長（高山 靖生君） 議員おっしゃいますとおりですね、過去は5年間で2期やらせていただいて、今回、3年間で指定管理にさせていただいたところでございます。もうおっしゃるとおりですね、今回は近年が物価高騰が上昇とかですね、変動が激しい状況で、とにかく今回はですね、3年間で変動すればですね、見直しをやるという期間で、設定をさせていただいたところでございます。また、今後ですね、基本的には5年間を目途にちゅうところでは考えていきたいと思っておりますけれども、そういった考えで、今回3年間で設定させていただいたところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 執行部の言わんとすることも分からないわけではありません。ただ、やっぱり、こういった同じ指定管理でも、通常の指定管理と違って、これは、あくまで自治協組

織という、先ほど言いましたように、行政のいろんな事業を進めていく中においては、やっぱりなくてはならない組織と。ましてや、そのための指定管理という形もあるかと思えます。だから、例えば物価とかのそういった状況によって、3年にしたり5年にしたりとかいう変動的なものじゃなくて、きちんと指定管理については5年が一つの基準となっておりますので、やっぱり5年でやっていくようなふうに関後、もっていったほうがいいんじゃないかなと。どうしても物価高騰等によって、指定管理料がもう少し上げなければならないとか、そういう場合は、また、そこで指定管理料の変更で議論すればいいだけであって、この指定管理者についてはですね、やっぱりそういったふうで、ころころ変わるような内容じゃなくて、こういったものについては、きちんと5年、5年という区切りをもったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、これは要望として今回言っておきたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 何かございますか。高山課長。

○市民協働推進課長（高山 靖生君） 5年間という基本の部分についてはですね、私どももそっこのほうも認識しているところでございますので、要望としていただいております。

○議長（江藤 芳光君） あと、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号鏡田屋敷土蔵の指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。都市整備課長、辻課長。

○都市整備課長（辻 宏和君） 都市整備課の辻です。よろしくお願ひいたします。

議案書18ページとなります。

議案第25号鏡田屋敷土蔵の指定管理者の指定について。

下記のとおり、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出。うきは市長権藤英樹。

1、指定管理者に管理を行わせる施設 鏡田屋敷土蔵。

2、指定管理者に指定する者 福岡県福岡市南区高宮1丁目16番29の302号、株式会社リタ。

3、指定する期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

指定管理者に選定する理由としまして、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定による、公募によらない候補者の選定によります。

鏡田屋敷については、母屋を令和8年度から閉館し耐震診断を行い、必要があれば耐震改修工

事を行う計画でございますが、土蔵につきましては、現指定管理者の自主事業改修にて耐震強度が確認されており、宿泊施設としての実績、施設の性格、規模等を考慮し、また、指定管理中の自主事業の実績により、今後も効果的な管理運営ができるものと判断して、株式会社リタを指定管理者候補として、議会の議決を求めるものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。これも総務産業常任委員会に付託予定であります。質疑はございませんか。

よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号うきは市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。企画政策課長、手島課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 企画政策課の手島です。

議案書19ページをお願いいたします。

議案第26号うきは市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月27日、うきは市長 権藤英樹。

20ページをお開きください。

うきは市バス事業の設置等に関する条例につきましては、現在、第6条に使用料について規定しておりますけれども、新たに第7条を追加しまして、使用料の減免を可能とすると共に、第7条以降の条項を繰り下げのものとございます。

新旧対照表の4ページをお開きください。

第7条、市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、または免除することができる。

次に、現在の第7条から第9条につきまして、それぞれ第8条から第10条へ繰り下げておるものでございます。

議案書20ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行する。

説明は、以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。これも総務産業常任

委員会に付託の予定であります。質疑はございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。保健課長、末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

議案書21ページをお願いいたします。

議案第27号うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月27日、うきは市長権藤英樹。

国の法改正により、令和8年4月1日から子ども・子育て支援納付金が創設され、国民健康保険税に、子ども・子育て支援納付金課税額が新設されることとなりました。これに伴い、本市においても、制度改正に対応するため、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。なお、この国民健康保険税につきましては、福岡県が保険料水準の統一を進めており、市町村においては、標準保険料率への段階的な移行が求められております。このため本改正案における、子ども・子育て支援納付金課税額につきましては、県が公表した本市の令和8年度標準保険料率を基に算定し、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

下線部分に沿って御説明いたします。

第2条第1項に、子ども・子育て支援納付金、第4号に県へ納付する国保事業費納付金のうち、子ども・子育て支援納付金に充てるための、子ども・子育て支援納付金課税額を新設いたします。

6ページをお願いいたします。

第5項は、本納付金課税額は、県の標準保険料率の算定方式に基づき、所得割額、均等割額、平等割額、18歳以上の均等割の加算額の合計額としております。

7ページをお願いいたします。

第9条第2項から第5項は、令和8年度、本市の子ども・子育て支援納付金の標準保険料率を基にしております。

第2項、所得割0.27%、第3項、被保険者1人当たりの均等割額1,042円、第4項、18歳以上の均等割の加算額71円、第5項、一世帯当たりの平等割額1,031円です。

8ページ、1行目、2行目となります。

国民健康保険の特定世帯は、平等割を2分の1、特定継続世帯は、4分の1減額する制度でございます。

第2号の特定世帯は、1,031円を2分の1減額した額で、第3号の特定継続世帯は、1,031円を4分の1減額した額でございます。

第23条は、国民健康保険税の減額規定で、中ほどの下線は、子ども・子育て支援納付金課税額についての、減額規定を追加するものでございます。

第1号は、7割軽減の規定で、9ページ一番下のカは、均等割の7割軽減額。

10ページをお願いします。

1行目、キは、平等割の7割軽減額を新設しております。

第2号は5割軽減で、11ページから12ページの第3号は2割軽減の規定で、それぞれ軽減額を新設しています。

13ページをお願いいたします。

同条第2項第3号の下線は、同納付金課税額に係る未就学児の均等割の軽減額、第3項第7号は、産前産後期間の所得割額、第8号は均等割額の減額規定を新設しているものでございます。

そのほかの下線部分につきましては、規定の新設に伴い、形式的な整理を行うものでございます。

議案書の24ページをお願いいたします。

附則1、この条例は令和8年4月1日から施行する。

25ページをお願いいたします。

2、この条例による改正後のうきは市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。

説明は、以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。これは厚生文教常任委員会のほうに付託の予定であります。質疑はございませんか。岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それでは、幾つか質問させていただきます。

今回の条例改正ですけれども、基本的には上位法の改正ということで施行されるということなんで、うきは市に制度への責任を問うというふうにはならないと思いますんで、そういうものではないということを前提にしながら、その実施に当たって、幾つか質問させていただきます。

まず、制度全体のところでいうと、今回の税負担の制度導入というところは、取りやすいところから取る税金、重税策だなというふうに思っております。また、今回の制度が社会保険のシステムと整合しているのかという点からいうと、基本的には、社会保険制度というのは、応能負担や応益負担ということで構成されて、保険料を支払う側は受益を受けるという関係になっている

という制度からすると、十分に国民の理解、市民の理解をいただかないと、なかなか分からないところではないかなというふうに思っているところです。社会全体で負担するのであれば、例えば、森林環境税みたいな、ああいう取り方だってあるというふうに思うわけですね。そういう意味で、国民に分かりやすい税の徴収の仕方というのは、やっぱりあるのではないかなというふうなところは疑問点があります。その上で、改めて子供の世代の皆さんと単身者の方、また、働く世代と高齢者とのそれぞれの分断が生まれないように、一時これの前検討のときには、独身税だとか、2年前になりますけどね、そういう話もありましたので、保険料に付加して、子供未来戦略を国民の総意として理解されるのか。市民のところにきちんと説明するように、重要であると思っています。うきは市は広報で2回ほど一応、概要を載せております。ただ、これではちょっと中身の具体的ところが分からないところがありますので、それに当たって幾つか質問させていただきたいと思います。

1点目ですけれども、まず、一つは、1月んときに、税率について最初仮算定の案がありました。それから、今回、確定した条例の中身を見ると、やはり全体的に上がっているということですね。前回1月のところでは0.24ですね、均等割が1,000円、それから平等割が929円、加算分は示していなかったところがありますけれども、そういう意味から、今回0.27、1,042円、1,031円、それから加算が71円というふうなことになっているわけですが、上がった理由は何なのかというのを、ちょっと確認をしたいと思います。

それから、ほかの都市では当然、国民健康保険税として、その税はそれぞれ別々だと思うんですが、今回子ども・子育て支援分についても、ばらばらということなんですね。そういう意味では、自治体別にこの金額が違っているというのはなぜなのか。特に、被用者保険との関係で言うと、国の方針の中では、確か被用者保険については一律0.23になっていまして、労使折半で0.115ということになっているんですね。そういう意味では、国保税だけが何か、特に、うきは市は、見ていると、最初言ったように1月に示された0.24から0.27に上がっていますし、そういう意味でも、それぞれの自治体が違う理由を、2つ目にお伺いしたいと思います。

それから、そういう意味では、納付金額に基づいて、確か1,881万2,000円ということで、納付金額が示されておりました。そういう算定根拠というのは、そもそも、その標準保険料で県が示しているものということでしょうけれども、それは何なのか説明をいただきたいと思います。今、税の中の制度の改定について説明を受けたんですけども、そもそもがこれどういふふうに決まったのということで、確認をしたいと思います。

以上、3点お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長、末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 3点御質問がございまして、1点目が、加算額の御質問でございますけれども、均等割額については、18歳未満の均等割の全額軽減というものが、軽減規定が令和8年4月1日施行の地方税法施行令で新たに追加予定となっております。全額減額した分を、18歳以上の被保険者で分かち合って負担する分の加算額となります。

2点目の自治体でこの納付金が違うのは、他の納付金と一緒に、それぞれの市町村で現在まだ納付金の統一は行ってない状態ですので、自治体ごとに子ども・子育て支援金分の標準保険料率も違うということでございます。

3点目の仮算定と本算定での標準保険料率の違い、本算定のほうがどうして標準保険料率が上がったかという理由のほうですけれども、仮算定の時点では、この標準保険料率を算定する際の基準となる指数、例えば所得指数だとか、そういったものが国のほうから示されますけれども、この基準となる様々な指数が確定をしておりませんでしたので、仮算定という形で標準保険料率を県のほうが算定しているところでございます。本算定においては、確定した数値で標準保険料率を算定しておりますので、このような保険料率となったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ということは、あれですね、基本的には今回の子ども・子育て支援金分というのは、自治体別に違うと。その違う理由は、国民健康保険のベースの医療費の問題ということですか。それが基になって算定されているということですか。ちょっと、それは確認したいというふうに思います。そういう意味でいうと、子ども・子育て支援金分というのが投網にかけられて、そういう言い方は適切かどうかなんですけど、これ全体で、令和8年度の場合は国は6,000万円、それから8,000万円の1兆円ということで、3年計画で示されているはずですね。それがどういう関わりがあるのかというのは、いまいよく分からない。私自身が勉強不足なんで分かんないところがあると思いますけど、そういったところがあるなというのは、ちょっと気になるところです。その辺のところ、市民のところ、理解できるのかというところが、国保税分ばかりににくいなというふうに思うんですね。そういう意味での説明をやっぱりしていかないと、どこまで説明し切れるかというところはあるとは思いますが、今回の制度について説明をする際に、ただ、何ぼですよ、みんなで負担しなさいよというところだけで、説明は終わらないだろうなというのはちょっと気になることです。

それで、ちょっと、次に進んで質問させていただきます。

今回の改定で、今、申し上げたように、令和9年、令和10年、今年、来年、再来年で、ホップ・ステップ・ジャンプしていくんですね、これが令和9年度は1.33倍、令和10年度で1.66倍になるんですね、段階的に徴収額が増えるというふうになっています。そのことも含めて、

現在、市民にそのことを広報で2回案内しているのは承知しています。そのことは実は何も書いていないですね、4月分からというか、先ほど説明の中にあつたように、令和8年度の賦課徴収の分から、多分、皆さんに知らせられるだろうというふうに、開けてびっくりではちょっと大変だというふうに思うので、どういう広報の仕方を想定されているか。国の施策なので、国が第一義的に説明責任はあるというふうには思っています。ただ、それを実施するのは自治体だという、そういう関係になっているので、ちょっと大変だと思いますけども、予告をどういうふうにしていくのか、ちょっと説明いただければ、ありがたいなというふうに思っています

また、二つ目には、令和9年度、10年度の支援金の額は、まだ示されていないと思うんですけど、計画では、一応それぞれの社会保険の仕組みの中で、令和8年度は幾ら、令和9年度は幾ら、令和10年度は幾らというふうに、一応こども家庭庁のところのホームページには載ってはいるんですけど、実際に、さっき言ったように、賦課がうきは市の場合で0.27になって、比較的高いんですよ。私が調べたところによると、同じ福岡県内でも0.21、所得割ですよ。そういうふうに違うんですね。それから、あと、さっきも前に話しましたがけれども、被用者保険のほうは0.23で、事業者と働く人たちが折半するという関係なんですね、という関係があるんですね。非常に取れるところから取ってんのか、取れないところから取ってるのかよく分からないですけど、いずれにせよ、ちょっと話を戻します。ごめんなさい。

支援金の金額が示されてなければ、どの時点で示すのか。分かっている範囲で結構ですので、お尋ねをしたいと思います。

質問の趣旨は2点ですけど、前の質問のところ、1点だけ申し述べていたのでお願いします。

○議長（江藤 芳光君） それじゃですね、ここで暫時休憩を入れます。45分から再開します。

午前10時29分休憩

午前10時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開をいたします。

9番、岩淵議員の2回目の質疑に対する答弁を求めます。

末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 2点御質問がございました。

1点目の被保険者への説明についてでございますけれども、本条例案が議決後には、具体的な内容を広報うきは、ホームページに掲載するほか、6月当初賦課の納付書を送付する際にもリーフレット等同封して、被保険者の皆様が混乱なならないようにですね、お知らせをしていきたいと考えております。

それから、2点目の県内の市町村ごとで、標準保険料率が違うことについてでございますけれ

ども、被保険者数、世帯構成、年代構成それから子供の数、所得指数等が違いますので、その辺りで県内の市町村の標準保険料率が違うものがございます。

この子ども・子育て支援納付金は、国は3年間は段階的に上げていきますということでございますので、その辺りもですね、段階的な引き上げ幅は、金額は具体的にうきは市では分かりませんので、段階的に上がるということだけを被保険者のほうにですね、今後広報誌等に掲載をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員、3回目。

○議員（9番 岩淵 和明君） こども家庭庁の資料ではですね、段階的に上げる額について、被用者保険や国民健康保険それから後期高齢について、令和8年度見込額、令和9年度の見込額、令和10年度の見込額というふうに、実を言うと国は大枠ですけど概要を示されているんですね。ただ、その概要とは全然違って来るんですね。1人当たり例えば最初に今回の改正によると、計算してみると、令和8年度の予算で言うと、1人当たり大体1,881万2,000円ですので、単純に被保険者数で、先日伺った五千九百何十人だったかな、ところで計算していくと1人当たり3,157円になる。単純に割り算してですよ、軽減措置とかというのは入れないですね。その前に1月の時点では2,804円というふうなことで、報告を受けていたという経緯があるので、この国の示している概算の金額とは全くちょっと違う。これは国が示しているのは、令和8年度は250円、令和9年度は、一月の関係ですけどね、だから、これを今言った金額を割り算すれば一か月当たり、12か月で割ればそれでいい話ですけど、金額は全然違うんですね。そういう意味も含めて、きちんと説明する責任があるのではないかというふうに、背景としては私自身は思っています。ただ、ことが若干複雑なんで分かりにくいとは思いますが、なので、今までの広報で言えば、2分の1ページでしたけれど、その辺のところも封筒開けて、これだけっていうふうに思う、驚きが逆に広がるのではないかという心配をしているんですね。一番最初に申し上げたように、子供の未来戦略を国民の総意として抛出していく、理解されるのかどうかというところが重要だというふうに考えているので、そこにフィットするような案内の仕方を、ぜひお願いをしたいなというふうに思っています。

それから、さっきも言ったように、3年間かけて上がりますよ、私が1.33倍、1.66倍というふうに申し上げたんですけど、そのとおりになるかどうかは、県の統一に向けた動きの中の指標の違いが反映されてくるので、必ずしもそれだけではないかもしれませんが、その辺りも考慮しながら案内していただきたいというふうに、改めてお願いしたいと思います。

そのことを前提にしながら、あと、2点だけお尋ねをします。

子ども・子育て支援金で、滞納が発生した場合に、国保税と合わせて発生することだと、多く

の例は多分そうなるんだろうと思うんですけども、どのような対応を取るのかということをお尋ねをしたいと思っています。例えば滞納督促や調書に、その子ども・子育て支援金分というのが、含まれるのか含まれないのかといったところもあると思うんですね。最後には、やっぱり保険資格証明というふうになってくると思うんですね。例えば子ども・子育て支援金分だけを払わないということの事例があるのかどうか分かんないんですけども、その対象にしないとか、そういったことは、どういうふうになるのかをお尋ねをしたい。とりあえず、子ども・子育て支援金分の滞納分についての取扱いを、どうするのかをお尋ねをしたいと思っています。

最後に、今回の条例改正になりますけれども、非課税世帯でも軽減対象の世帯でも、均等割、平等割の負担が全額軽減されることではないので、基本的には、応益負担の分は7割、5割、2割というところの残りの分、3割、5割、8割というのは必ず残るんですね。そういう意味で言うと、それから来年、再来年とその分がだんだん上がってくるだろうと想定されるんですね。令和6年度の決算で、国保税の収納率が全体で85.94%なんですね、令和5年、前年より0.62%下がっているんですね。これは主に物価高騰の影響も大きく出ているなというふうに、私自身は感じているわけですけども、子ども・子育て支援金分が収納率に影響すると考えられるんですね。

福岡県が算定する保険給付費や努力支援分、納付金の算定に当たって、そこへの影響が納付率の低下といった点で影響がないのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

以上、2点です。

○議長（江藤 芳光君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 徴収対策室大石です。

1番目の御質問、滞納が発生した場合の対応ということですが、まず、切り分けられるかというお話ですが、子ども・子育て支援金でありましても、国保にはいろんな応能、応益、それから個人さん、人数おられれば、その形の合算になっております。それを年税で計算し、それを10期で割って納付いただいております。その1期1期の理論的に分けることは不可能ではないかもしれませんが、やはり現実的に分けておりません。そして、その1期1期に納期限がございますので、その期を超えれば滞納となりますので、子ども・子育て支援金分だけを払わないといったような対応はできかねると考えております。実際、御心配されてある滞納が増える可能性ですが、もちろんゼロとは言えません。今回、広く関わってきますので、より低所得者層に影響が大きいとは考えておりますが、これは基本的にこのことに限らずに、滞納が発生した場合、督促状をお出しし、それが10日過ぎたあとには、理論的には強制徴収できるんですけども、いきなりそういうことはしておりません。今やっておりますのは相談業務です。相談業務を行いまして、分納及び延納の誓約書を書いていただいて、このようにやっておりますので、その辺りを気をつ

けて、年度を越すような滞納が増えないような努力をしてまいりたいと思っております。

1 番目については、以上です。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 二つ目の被保険者が、この子ども・子育て支援金の納付率の低下、影響がしないかということでございますけれども、政令の改正、今回の政令の4月1日施行のですね、地方税法施行令の改正事項に、子ども・子育て支援金納付金の分につきましては、これまで同様の軽減、低所得者への軽減と、それから18歳未満の方の被保険者の均等割を、全額軽減するといった軽減措置もございます。また、国のほうはですね、子ども・子育て支援納付金の課税額についてですね、新たな負担になるものじゃないですかというようなQ&Aというものがございまして、その中で子ども・子育て支援納付金の導入に当たっては、国の社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるために、子ども・子育て支援納付金による負担は相殺される仕組みとなっております。このため、この納付金の導入による実質的な負担はないと説明をしておりますので、そういったことで影響のほうはですね、比較的少ないものではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員の質疑は終わりました。ほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号うきは市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（辻 宏和君） 都市整備課の辻です。

議案書32ページとなります。

議案第31号うきは市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例を別紙のとおり提出する。

令和8年2月27日提出。うきは市長権藤英樹。

議案書33ページでございます。うきは市産業立地促進条例の一部を次のように改正する。

内容をこちらに記載しております。

新旧対照表の23ページから25ページにかけて、改正となる条項を記載いたしておりますので、御確認をお願いいたします。

主な改正内容としましては、産業振興奨励金の廃止及び立地交付金の交付要件の変更となります。現行の制度では、産業振興奨励金と立地交付金の2本立てで交付しておりますが、これを立

地交付金1本とし、交付要件の緩和、また、交付上限の1億円を固定資産税相当額とする予定です。さらに市または市開発公社が分譲した土地のみとしておりましたが、立地協定等の締結に改正することで、より多くの事業所が活用できるように考えております。2月19日の全員協議会にて、詳細については御説明させていただいたものになります。

議案書34ページにお戻りください。

附則でございます。施行日については公布の日とし、経過措置を記載いたしております。

説明は、以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。本件については総務産業常任委員会に付託をいたす予定です。質疑はございませんか。

2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 2番の高木です。

すみません、全協のときは施設の図面、図表ですかね、を使って御説明いただいたのですけれども、ちょっと私が質問し忘れてた部分がありましたので、お尋ねいたします。

産業立地交付金のその下に交付要綱があつて、その中で、別表の中に3つ奨励金があると思うんですけれども、これについては、どういうふうな受け取りをすれば、認識をすればいいのか教えていただきたいんです。立地促進奨励金、設備投資奨励金、雇用促進奨励金という形で要綱があるので、こちらの認識をどうしたらいいのか、ちょっと確認をさせてください。

それとですね、一応この新しいほうの、ただし増設に当たっては、環境保全に関する協定を締結することとあります。うきは市の環境基本計画の中の事業所の取組の中では、工事の際に生物の生息域ですとか生育環境の保全とか、緑の設置というのは記載があるんですけれども、最近、やっぱり市民の方の関心としては、水の保全、地下水の採取ですとか、その辺りに関心をお持ちの方が多いため、この辺りも、この協定の中で触れられる予定なのかどうか、確認をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 辻課長。

○都市整備課長（辻 宏和君） 2点、御質問いただきました。

まず、要綱についての立地促進奨励金、設備投資奨励金、雇用促進奨励金は、どのようになるのかというところでございますが、こちらについてはですね、既に、先ほど御説明しましたが、奨励金というところについてはですね、廃止しまして、交付金1本で、今後いく予定でおりますので、この奨励金については、なくなるというところで考えております。

2点目のですね、協定の件です。水の保全は対象になるのかというところでございますが、こちらについてはですね、民間開発等はですね、様々な事業所があると思います。これらいろいろ要件とすることによってですね、水の保全に関してもですね、うきは市の環境等に良くない影響

を及ぼすような事業所についてはですね、対象にはしないように考えておりますので、水の保全に関しても、その一つになるかと思えます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めさせていただきます。これで質疑を終わります。

それでは、次に、議案第4号令和7年度うきは市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

まず、予算書について説明を求めます。高瀬財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、補正予算書のほうを御覧いただきたいと思えます。

議案第4号令和7年度うきは市一般会計補正予算（第8号）。

令和7年度うきは市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5億3,453万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ190億8,447万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2表、繰越明許費の追加は、「第2表、繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表、地方債補正」による。

令和8年2月27日提出。うきは市長権藤英樹。

続いて、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。23件の追加でございます。

まず、2款1項個性あるまちづくり事業費補助金861万6,000円でございます。個性あるまちづくり事業のクラウドファンディング事業におきまして、資金調達の時期が遅れ、事業の年度内完了が見込めないことから、市からの補助金交付を次年度に行うものでございます。

続いて、2款1項脱炭素先行地域づくり事業費補助金1億9,835万円でございます。本年度実施する脱炭素先行事業におきまして、太陽光発電施設及び蓄電池設置工事等におきまして、実施時期の調整に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、次年度に繰り越すものでございます。

同じく、2款1項公有財産営繕工事費3,960万円でございます。藤波ダム小水力発電施設の大規模修繕を実施しましたが、取替部品が受注生産となりまして、年度内の納品が困難であるため、次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、2款3項戸籍附票システム改修委託料292万6,000円でございます。こちらにつきましては、国からの通知によりまして、令和7年度で補正をするような通知がございました。また、こちらのシステム改修の概要が固まっていないというところでございます。同委託料を今回の3月補正に計上いたしまして、全額繰り越しして令和8年度に実施する予定でございます。

それから、3款1項地域介護・福祉空間整備等補助金773万円でございます。9月補正で計上いたしました同補助金におきまして、国に申請をしております2施設のうち、1施設分の内示がございました。残り1施設分の内示が3月になる予定でございます。事業完了も次年度になることから、1施設分の補助金を次年度に繰り越すものでございます。

3款1項国民健康保険事業特別会計繰出金94万2,000円でございます。議会初日に御議決いただきました、国民健康保険事業特別会計におけるシステム改修費の繰り越しにおきまして、その財源は国からの補助金で一般会計に入りまして、その分を国保会計に繰り出すものでございます。特別会計の繰り越しに伴い、一般会計からの財源繰り出しも繰り越すものでございます。

同じく、3款1項後期高齢者医療事業特別会計繰出金148万5,000円でございます。こちらにつきましても、後期高齢者医療事業特別会計のシステム改修の財源を、一般会計で繰り入れるものでございまして、特別会計のシステム改修費が次年度に繰り越されたことに伴いまして、一般会計からの繰出金も、同様に次年度に繰り越すものでございます。

続いて、3款2項一般備品購入費328万4,000円でございます。地方創生に係る国の地域未来交付金を活用し、移動授乳室を購入する予算でございますが、財源措置の関係で令和7年度に予算措置をする必要があったため、3月補正に予算を計上しまして、全額繰り越しして令和8年度に購入するものでございます。

同じく、3款2項保育所等光熱費支援事業費補助金67万9,000円でございます。物価対策事業といたしまして、本予算に計上しております、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全額繰り越しをいたしまして実施をする予定にしております。物価高対策予算といたしまして、計上いたしました1月時点におきましては、詳細が確定しておりませんでしたので、3月にて予算計上するものでございます。

同じく、3款2項物価高対応子育て応援手当金等でございます。8,986万1,000円です。12月の追加補正予算として計上いたしました、子育て応援手当につきまして、出生対象者が令和8年3月31日までとなっております。新年度になりましても申請がある可能性があり、事業費の一部を次年度に繰り越すものでございます。

ページ変わります。3款3項生活保護システム改修委託料88万円でございます。年度内改修を予定しておりましたけれども、システム会社の実施スケジュールが遅れたため、年度内の事

業完了が見込めず繰り越すものでございます。

続きまして、6款1項新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金3,767万7,000円でございます。9月補正で計上いたしました予算でございますが、認定農業者への機械購入の補助金でございます。機械購入に遅延が生じておりまして、年度内の完了が見込めないことから、次年度へ繰り越すものでございます。

同じく、6款1項道路水路等工事費830万円でございます。本年度実施しております水路、水門の改修工事におきまして、1か所の水門改修の備品制作に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、次年度へ繰り越すものでございます。

同じく、6款1項耐震性点検・耐震化対策整備計画策定委託料等1,800万円でございます。国の補正予算により措置されたものでございまして、3月補正予算に計上し、全額繰り越して次年度に実施するものでございます。

続いて、7款1項災害復旧工事費443万6,000円でございます。12月に計上いたしました、道の駅北側斜面の災害復旧工事におきまして、当初想定 of 工期より日程を有することが判明し、本年度の完了が困難となったため、次年度に工期を延ばして実施をするものでございます。

続いて、8款2項道路改良舗装工事費等でございます。4,605万1,000円です。8月の大雨被害により工事発注に遅延が生じ、十分な工期を確保することができなかつたため、令和8年度に工期を延ばして実施をするものでございます。

同じく、8款2項交通安全施設整備工事費等1,745万円でございます。8月の大雨被害によりまして工事発注に遅延が生じ、十分な工期を確保することができなかつたため、令和8年度に工期を伸ばして実施をするものでございます。

同じく、8款2項橋りょう補修工事費4,610万円でございます。こちらにつきましても、8月の大雨災害によりまして工事の発注に遅延が生じ、十分な工期を確保することができなかつたため、令和8年度に工期を延ばして実施をするものでございます。

続きまして、9款1項消防ポンプ自動車購入費1,616万1,000円でございます。指定車種の出荷に遅れが生じまして、年度内の納車が困難となったため、次年度に繰り越すものでございます。

続いて、10款4項緊急発掘調査作業員謝礼等1,233万8,000円でございます。対象となります土地利用者との内部調整に時間がかかりまして、年度内の完了が困難となったため、次年度に繰り越すものでございます。

ページ変わりました。続きまして、11款1項災害復旧工事費2,850万円でございます。農地の災害復旧における国との災害査定協議に時間を要しまして、十分な工期が確保できなかつたため、次年度に繰り越すものでございます。

同じく、11款1項災害復旧工事費5,500万円でございます。こちらのほうにつきましては、農業用施設の災害復旧におきまして、被災農家と復旧時期の協議を行う中で、年度内に完了できない箇所が出てきたため、次年度に繰り越すものでございます。

最後になります。

11款2項災害復旧工事費等5,543万5,000円でございます。8月の大雨被害による災害復旧工事におきまして、年度内に工事が完了しない箇所があり、次年度に繰り越して実施をするものでございます。

以上、全体で6億9,980万1,000円を、次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、9ページでございます。

第3表、地方債補正です。追加分として2件計上しております。

まず、1件目、学校教育施設等整備事業が、限度額710万円、続きまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業が、限度額が1,610万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。なお、利率につきまして、これまで3.0%以内としておりましたが、貸付金利の上昇によりまして5.0%以内と改めております。

次に、変更分といたしまして、13件を計上しております。

こちらにつきましても、令和7年度に借入れをする地方債の利率につきまして、3.0%以内から5.0%以内に見直しをしております。併せまして限度額を変更するものが3件ございます。

限度額変更分といたしまして、過疎対策事業で590万円増額いたしまして、限度額を2億2,330万円とするものでございます。

次に、公共土木施設災害復旧事業でございまして、390万円増額いたしまして、限度額を6,410万円とするものです。

最後に、農林水産業施設災害復旧事業で210万円増額いたしまして、限度額を3,880万円とするものでございます。なお、詳細につきましては、歳入、22款市債の中で説明をさせていただきます。

説明は、以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。補正予算の質疑につきましては、それぞれの所管以外の部分についての質疑をお願いいたします。

それでは、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、一般会計の給与等に関する総括説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 総務課浦でございます。よろしくお願いいたします。

補正予算書41ページを御覧ください。

給与費明細書でございます。

1、一般職総括会計年度任用職員でございます。表の比較の部分で御説明いたします。

まず、職員数は1名減となります。給与費の報酬が1,537万1,000円の減額、職員手当が322万8,000円、共済費が325万5,000円の減額でございます。減額の要因としましては、歳出、22ページの2款1項9目地域活性化推進費の地域おこし協力隊及び27ページの3款2項6目一般保育所費において、会計年度任用職員の報酬などを減額するものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

給与等の質疑につきましては、それぞれの担当課による、款項ごとの説明後の質疑の際にお願いしたいと思います。

それでは、予算案の質疑については、歳出のほうから、項ごとに担当課長より重点事項を説明をいただき、質疑に入りたいと思います。なお、財源組替及び給与等のみの項につきましては、質疑のみを行います。

それでは、2款1項総務管理費の説明を求めます。

担当課長は、所管を述べ、順次説明を願います。まず、財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、予算書22ページをお願いいたします。

説明といたしましては、2款1項6目財産管理費からの説明となります。

こちら、財産管理費205万円の減額補正でございます。内容といたしましては、10節光熱水費の25万円の減額補正につきましては、普通財産として市が所有しております、旧御幸コミュニティセンターと旧こころんの電気代につきまして、不用額が生じる見込みとなりましたので、減額するものでございます。

11節公有建物災害共済保険料と、12節市有建物消防設備点検等委託料につきましては、額の確定のため、それぞれ30万円と150万円を減額するものでございます。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） うきはブランド推進課です。

8目企画費でございます。700万円の減額補正になります。18節負担金、補助及び交付金の空き家リフォーム補助金450万円の減額、うきは市空き家バンク活用促進事業費補助金50万円の減額、移住支援事業費補助金200万円の減額につきましては、いずれも今年度の補助申請の実績に伴い減額補正するものです。

以上になります。

○農林振興課長（森山 益資君） 農林振興課森山です。よろしく申し上げます。

2款1項9目地域活性化推進費、こちらにつきましては、地域おこし協力隊を募集しましたが、応募がなかったため、1節から18節までの450万1,000円を減額するものです。

以上です。

○**財政課長（高瀬将嗣君）** それでは、13目に飛びまして、新エネルギー対策費3億5,101万8,000円の減額補正でございます。こちらにつきましては、全て脱炭素先行地域づくり事業に関する補正でございます。

まず、8節普通旅費は、職員の出張旅費に関しまして、不用額が見込まれることから40万円減額するものでございます。12節総合福祉センターZEB化工事監理業務委託料につきまして、額の確定に伴う減額補正でございます。

次の脱炭素先行地域づくり事業執行業務委託料は、地域エネルギー会社カゼノネに対する委託料でございます。同社は、本市が取り組む脱炭素先行事業のバックアップ並びに地域全体における脱炭素政策の推進に関する役割を担ってっております。そのような事業展開の中で、本年度実施分の事業内容を精査いたしまして、7万6,000円の減額をいたしました。

続きまして、14節総合福祉センターZEB化工事費2,522万6,000円の減額補正でございます。こちらも額の確定による減額補正ということになります。

続きまして、18節脱炭素先行地域づくり事業費補助金につきましては、公共施設におけます太陽光発電施設及び蓄電池設置等に係る補助金でございます。当初予定していたものから、進捗の遅れや事業計画に変更が生じまして、3億1,792万5,000円を減額するものでございます。当初の計画におきましては、太陽光発電施設を12か所、蓄電池設置を5か所整備する予定にしておりましたが、今後の施設の活用状況や施設管理者と協議をしていく中で、太陽光蓄電池の設置箇所をそれぞれ2か所ずつ減らしまして、計画の見直しを行っております。このような状況もございまして、事業費といたしましては大幅な減額補正となっております。

○**うきはブランド推進課長（柳原由美子君）** うきはブランド推進課です。

16目地方創生推進費90万7,000円の減額補正でございます。12節委託料、リスクリテラシー支援業務委託料の減額につきましては、久留米職業訓練センターに委託し、市内事業所の従業員などを対象にした学び直しを支援しているもので、講座実績等に伴い減額補正をしております。

以上になります。

○**議長（江藤 芳光君）** 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（江藤 芳光君）** 質疑なしと認めます。2款1項の質疑を終わります。

次に、2款2項徴税費の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 税務課です。

2款2項2目12節委託料475万2,000円の減額補正です。これは2つのシステムの改修委託料ですが、システム標準化に伴う改修を予定しておりましたが、システム標準化自体が来年度に繰り越しましたので、これを落とさせていただきます。なお、同額を8年度当初予算に計上しております。

説明は、以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款2項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課山崎でございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、11節通信運搬費162万8,000円の減額でございます。戸籍振り仮名通知については、当初、封筒にて予定しておりましたが、圧着はがきへ変更したため不用額を減額するものになります。

12節戸籍附票システム改修委託料292万6,000円の増額でございます。戸籍附票に旧字及び旧字の振り仮名を記載する機能を追加するための戸籍システムへの改修費になります。全額、令和8年度への繰り越しになります。

13節住民基本台帳ネットワークシステム借上料56万円の減額でございます。システム改修に伴い不用額を減額するものになります。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明いただきました。質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。

担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いします。福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 福祉事務所宮崎でございます。よろしくお願いたします。

予算書26ページを御覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費、13節使用料及び賃借料16万円の減額につきましては、民生児童委員に対する研修会用バス借上料の実績見込みによるものでございます。

3款1項4目社会福祉施設費、10節需用費148万8,000円の減額につきましては、温泉施設ふれあい荘の燃料費について、休館により灯油の使用量等が減少したことによるものでござ

ございます。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

8目介護保険対策費821万1,000円の増額補正です。18節の県介護保険広域連合負担金、低所得者保険料軽減負担金、どちらも額の確定によるものでございます。

10目国民健康保険事業費、27節繰出金1,653万8,000円の減額、11目後期高齢者医療事業費、27節繰出金1,584万3,000円の減額でございます。

○税務課長（大石 恵二君） 12目18節負担金、補助及び交付金218万円の減額です。これは、今年度行いました調整給付金事業が終わり、精算した結果の残を落とすものです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款1項を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。

担当課長は所管を述べ、順次説明願います。まず、福祉事務所長、どうぞ。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 福祉事務所でございます。

27ページを御覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費328万4,000円の増額でございます。17節備品購入費の増額は、西別館設置予定の移動式授乳室分を計上しております。横2メートル、縦1メートル、高さ2メートルの大きさで、親子が入って授乳やおむつ替えができるプライバシーを確保できる空間となっており、移動も可能であるため、災害時など避難所に設置することも可能なものとなっております。財源といたしまして、地域未来交付金2分の1の補助となります。

3款2項2目児童手当2,352万5,000円の減額につきましては、児童手当の支払額が確定し、不用額が見込まれましたので減額補正を行うものでございます。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

3目子ども医療対策費2,670万3,000円の減額補正です。それぞれ実績見込額にて減額するものでございます。令和7年度は、高校生まで助成を拡大して無償化をしております。助成を拡大した分を一月当たり約500万円で見込み、約6,000万円を増額しておりました。実績ベースでは一月当たり約300万円増となっていることから、確実に不用が見込まれる額を減額するものでございます。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 福祉事務所でございます。

3款2項5目民間保育所費、18節保育所等光熱費支援事業費補助金67万9,000円の増額でございます。こちらは光熱費高騰の影響を受けている民間の保育所の3園に対し、安定して

保育所運営が行えるよう補助金を支給するものでございます。新たに追加された県の物価高騰対応事業に準じて、令和7年7月から9月分まで、令和8年1月から3月分を、光熱費高騰分として補助するものでございます。基本単価1,400円に利用定数を掛けた額を上限とし、全額繰り越し令和8年度に支給を予定しております。県の補助金と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し支給いたします。

続きまして、3款2項6目一般保育所費1,830万円の減額につきましては、公立保育所の会計年度任用職員の報酬、職員手当、社会保険料等について、実績に基づき減額するものでございます。

説明は、以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 予算書28ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護等総務費、12節生活保護システム改修委託料88万円の増額でございます。令和8年6月より生活保護の開始、終了年月日、支給情報などの情報及び就労自立給付金、進学就労準備金の支給情報など、特定個人情報データ標準レイアウトの追加に伴う、副本データ改修のためにシステム改修を行うものでございます。令和8年6月施行までに改修を行う必要があることより、補正をお願いするものでございます。委託料の2分の1が国の補助となります。

説明は、以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。ございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

29ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費、12節委託料310万円の減額補正です。それぞれ実績見込みによるものでございます。2目予防費469万6,000円の減額補正でございます。12節委託料483万7,000円の減額及び19節扶助費14万1,000円の増額補正は、それぞれ実績見込額を算定して計上しております。3目健康増進対策費870万3,000円の減額補正です。7節報償費、8節旅費は見込額でございます。12節委託料858万7,000円の減額のうち、歯周疾患検診委託料は実績見込額で、残り三つの委託料の減額につきましては、住民健

診が終了したため実績に基づく減額補正でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、4款2項清掃費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課でございます。

4款2項1目塵芥処理費、10節消耗品費400万円の減額になります。可燃ごみ収集用のごみ袋代の入札減及び在庫調整などのため、不用額を減額するものになります。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明いただきました。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで4款2項を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長兼農業委員会事務局長（森山 益資君） 農林振興課です。

6款1項1目農業委員会費、12節委託料66万円の減額です。自治体基幹システムの標準化が今年度予定されていたため、それに合わせてシステムの改修委託として計上していましたが、住民基本台帳の改修及び固定資産台帳の改修が、来年以降となったため減額となります。

続きまして、6款1項5目農地整備計画費827万3,000円の増額となります。18節負担金、補助及び交付金です。こちらにつきましては、多面的機能支払交付金の資源向上支払い、長寿命化に取り組む組織の中で、防災・減災を加速させる目的として施設の補修、更新工事に対する追加の交付金です。

続きまして、6款1項7目農地費2,700万円の増額となります。内訳といたしまして、12節委託料1,800万円の増額です。こちらにつきましては、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定委託料1,400万円、防災重点農業用ため池のうち、耐震性点検の優先度の高いため池のうち、1池の点検を委託するものです。ため池劣化状況評価業務委託料400万円については、市内防災重点農業用ため池31池のうち、今回、5池の劣化状況評価業務委託となります。こちらについては、国の補正予算が前倒しに付いたために、繰り越して令和8年度に実施するところで計画しております。財源は全額国・県の補助となります。

続きまして、18節負担金、補助及び交付金900万円の増額です。ため池等整備事業負担金900万円の増額につきましては、国の補正予算が前倒しに付いたために増額をするものです。事業は福岡県が予算を繰り越して、令和8年度に実施していく計画です。

説明は、以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。質疑を行います。質疑ございますか。野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） ちょっと、1点分からないので、確認させていただきたいと思えます。

農地整備計画費の多面的機能支払交付金、大体多面的機能支払交付金というのは、面積等によって金額が、交付金額というのは決定されているものと思います。今回827万3,000円、向上活動分のほうが補正ということでプラスになっておりますけど、こういった場合こういうふうに事業費が変わるのか、もう少し説明をお願いしたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 森山課長。

○農林振興課長（森山 益資君） 今回、初めてなんですけど、流域治水事業に取り込む地域で、先ほども説明したんですけど、防災・減災に寄与するような取組を行うところには追加して、今回、交付金が付いたということなんですけど、内容といたしましては、長寿命化なんで施設の改修、更新、今回は水路の底をコンクリートを打って底板を打つというところに対して、そういうところが適用されるということで追加の交付金がきたところです。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 大体、分かったんですけど、水路の底板をコンクリートにするというのがひいては防災・減災にどういうふうな形でつながるのかなという感じも受けるわけなんですよ。こういったことが認められれば、もっと自分たちのほうでもほかのこういった事業を取り組んでいる、多面的機能交付金事業に取り組んでいるところにも、いろいろ参考になるんじゃないかなと思って聞いております。そこら辺の解釈というか、よかったらもう少しお願いしたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 森山課長。

○農林振興課長（森山 益資君） 今回、底板を打つことによって貯水ができるというかですね、水路の中に水をためられる、漏れが少ないというところで、付いたということで認識しております。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次、7款1項商工費の説明を求めます。

担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。まず、都市整備課長、辻課長から。どうぞ

○都市整備課長（辻 宏和君） 都市整備課の辻です。

7款1項2目商工業振興費、18節負担金、補助及び交付金では、産業振興奨励金250万円

の減額補正です。当初予算を計上する際は、設備投資前で、あくまで想定を見込んでおりました。結果、新たな設備投資がなかったため減額させていただくものです。

次に、従業員への家賃補助支援補助金についても650万円の減額補正となります。当初見込んでおりました人数より申請が少なく、また、途中退職もあったため減額させていただくものです。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） うきはブランド推進課です。

同じく、18節空き店舗等改修事業費補助金9万円の減額でございます。

次に、持続化・経営革新事業支援補助金112万7,000円の減額につきましては、いずれも実績に伴う減額でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明いただきました。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の説明を求めます。建設課長、雨郡課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 予算書33ページをお願いいたします。

8款1項土木総務費、減額の518万5,000円でございます。こちら18節負担金、補助及び交付金でございます。内容としましては、崖地における危険家屋の部分の移転事業の補助金でございます。申請がございませんでしたので、減額補正でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明いただきました。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の説明を求めます。雨郡課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 34ページをお願いいたします。

8款2項4目橋りょう維持費でございます。補正額としましては2,200万円の増額でございます。内容としましては、国の補正の予算に伴いまして、沖出橋のほうの橋梁補修ができるようになりましたので、そちらのほうの橋梁判定Ⅲに伴う補修で2,200万円です。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明いただきました。質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑を終わります。

次に、8款4項住宅費の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 予算書35ページをお願いいたします。

8款4項4目住宅建設費でございます。減額としまして7,320万円の減額でございます。内容といたしましては、12節委託料のうち、測量設計委託料6,000万円の減額と、包括業務委託料720万円の減額、合わせて6,720万円です。

13節使用料及び賃借料のところの借上料としまして600万円の減額、総額7,320万円の減額でございます。

内容はですね、西隈上団地整備に伴いまして、設計をやっているものに対するの精算でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明いただきました。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 36ページをお願いいたします。

9款1項4目災害対策費、減額の220万円でございます。

18節負担金、補助及び交付金でございます。木造住宅耐震事業の補助金でございますが、申請に伴うところでの減額でございます。実績です。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 学校教育課江藤です。よろしく申し上げます。

補正予算書の37ページになります。

10款2項2目教育振興費、17節備品購入費、補正額1,815万9,000円の減額補正になります。こちらにつきましては、小学校のiPadタブレットパソコン1,552台を、県の共同調達で購入しておりましたが、納品が完了いたしましたので、その余剰分を減額するものになります。

説明は、以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 重信君） 生涯学習課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

予算書は38ページになります。

10款4項2目文化財保護費、10節印刷製本費51万5,000円の減額補正は、過年度分報告書印刷代の実績に伴う減額でございます。

説明は、以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明いただきました。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

最後に、歳入についての説明を求めます。財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、歳入につきまして説明をさせていただきます。

予算書13ページになります。

11款1項1目地方交付税2億4,611万3,000円の増額でございます。普通交付税の算定に伴い、追加交付されるものでございます。

続きまして、14ページ、13款2項4目災害復旧費負担金2,584万7,000円の減額でございます。8月の大雨被害による農地と農業用施設の災害復旧事業におきまして、国の補助率が引き上げられましたので、これに伴い被災者の負担額を引き下げるものでございます。

15ページです。

15款1項1目民生費国庫負担金1,387万円の減額のうち、国民健康保険基盤安定負担金138万2,000円の減額は、実績に基づくもの、児童手当費負担金1,248万8,000円の減額は、歳出3款2項2目児童手当の減額に伴うものでございます。

16ページでございます。

15款2項1目総務費国庫補助金3億3,987万円の減額でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、歳出3款1項12目の調整給付金の減額分が218万円、3款2項5目の保育所等光熱費支援事業費補助金の追加分が34万円、合わせまして184万円の減額となります。

続いて、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、歳出2款3項1目12節戸籍附票シ

システム改修委託料の財源でございます。新しい地方経済・生活環境創生交付金は、歳出2款1項16目リスクリング支援業務委託料と、7款1項2目空き店舗等改修事業費補助金の財源でございまして、ともに事業費の減額に伴い、減額補正するものでございます。

続いて、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、歳出2款1項13目新エネルギー対策費の、脱炭素先行地域づくり事業費の減額に伴うものでございます。

地域未来交付金は、歳出3款2項1目の備品購入費に対する2分の1の補助となります。

続いて、2目民生費国庫補助金138万1,000円の増額でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金は、歳出3款1項10目国民健康保険事業特別会計繰出金の財源となるものでございます。

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、歳出3款3項1目生活保護システム改修に係る国の補助でございます。

3目衛生費国庫補助金48万3,000円の減額でございます。緊急風しん抗体検査等事業費補助金は、歳出4款1項2目の風しん抗体検査委託料の減額に伴うものでございます。4目土木費国庫補助金3,697万5,000円の減額です。

道路更新防災等対策事業費補助金は、歳出8款2項4目橋りょう補修工事費の減額に伴うもの。社会資本整備総合交付金の地域住宅支援分は、歳出2款1項8目の空き家リフォーム補助金分が700万円の減、8款4項4目の住宅建設費分が3,720万円の減額となりまして、合わせて4,420万円の減額となります。ともに事業費の減額によるものでございます。

同じく、社会資本整備総合交付金のがけ地近接分につきましては、歳出8款1項1目のがけ地近接等危険住宅移転事業補助金の減額に伴うものでございます。

続きまして、5目の消防費国庫補助金でございます。136万4,000円の減額です。こちらも社会資本整備総合交付金でございまして、住宅・建築物耐震改修事業分となります。

歳出の9款1項4目の木造住宅耐震改修事業費補助金の減額に伴うものでございます。

17ページです。

16款1項1目民生費県負担金2,074万2,000円の減額でございます。

国民健康保険基盤安定負担金と後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、共に特別会計へ繰り出す財源で、実績に基づく減額となります。

児童手当費負担金におきましても、児童手当の支給実績に基づく減額となります。

続きまして、18ページでございます。

16款2項1目総務費県補助金150万円の減額でございます。移住支援事業費補助金は、歳出2款1項8目の移住支援事業費補助金の減額によるものでございます。

2目民生費県補助金1,419万8,000円の減額でございます。子ども医療対策費補助金

の減額は、歳出3款2項3目子ども医療対策費の減額に伴うものでございます。保育所等光熱費支援事業費補助金の増額は、県が行う物価高騰対策事業で、市内3園の民間保育所に対し、高騰した光熱費に対して支給する補助金の財源でございます。

4目農林水産業費県補助金2,420万4,000円の増額でございます。多面的機能支払交付金は、歳出6款1項5目の同交付金の財源。耐震性点検・耐震化対策整備計画策定補助金は、同計画策定委託料の財源、ため池劣化状況評価補助金も、同評価業務委託料の財源になるものでございます。

続きまして、5目土木費県補助金129万6,000円の減額でございます。がけ地近接等危険住宅移転事業県補助金は、歳出8款1項1目同事業費の減額に伴うものでございます。

6目消防費県補助金55万円の減額でございます。木造住宅耐震改修費補助金は、9款1項4目の木造住宅耐震改修事業費補助金の県補助分でございます。事業費の減額に伴い補正するものでございます。

7目教育費県補助金233万6,000円の減額でございます。公立学校情報機器整備費補助金は、小学校タブレットパソコン購入に係る補助でございます。額の確定により減額するものでございます。

9目災害復旧費県補助金2,584万7,000円の増額は、農地・農業用施設災害に係る補助率が、引き上げられたことによる増額補正となります。

19ページでございます。

19款1項1目財政調整基金繰入金4億989万9,000円の減額でございます。地方交付税の追加交付や事業費の減額によりまして、歳入不足を補う財政調整基金の減額ということになります。これによりまして、3月補正後の財政調整基金からの繰入額は1億1,617万7,000円となっております。

続きまして、20ページでございます。

21款5項4目高額療養費返還金175万円の増額につきましては、子ども医療高額療養費の精算による返還金の受け入れとなります。

21ページでございます。

市債につきましては、より有利な財政措置を受けられるように、事業費の確定等に伴い市債の財源の見直しを行ったところでございます。

22款1項1目総務債590万円の増額でございます。いずれも過疎対策事業債の増額によるもので、情報格差是正事業につきましては、電柱移設に伴うケーブル張替え工事の財源といたしまして措置するものでございます。また、庁舎管理事業におきましては、庁舎の営繕工事の財源として、それからコミュニティセンター整備事業につきましては、御幸コミュニティセンターの

営繕工事の財源として、増額補正するものでございます。

3目農林水産業債900万円の増額でございます。これにつきましては、ため池等整備事業費負担金の財源として、県との協議で防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の適用が認められましたので、新たに予算措置をしたものになります。

それから、5目土木債710万円の増額でございます。こちらにつきましても橋梁補修工事の財源といたしまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の適用が認められましたので、新たに予算措置をしたものになります。

続きまして、7目教育債710万円の増額でございます。こちらにつきましては、千年小学校の給水工事と江南小学校の井戸掘削工事におきまして、学校教育施設等整備事業債の適用が認められましたので、新たに予算措置をしたものでございます。

8目災害復旧事業債600万円の増額補正となります。1節、2節とも8月の大雨被害に係る緊急応急復旧工事におきまして、県との最終協議が完了いたしまして、対象事業費が確定したため増額するものでございます。

市債につきましては、合計で3,510万円の増額補正となります。

説明は、以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。今、12時ですけれども、最後までいかせていただきます。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。これで議案第4号の質疑を終わらせていただきます。

日程第2. 議案の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、議案の委員会付託を議題といたします。

議案の委員会付託につきましては、タブレットに掲載している議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

本日は、これで散会します。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼、お疲れさまでした。

午後 0 時 01 分散会
